

## 子育て情報

### 友だちとの 関わり

園地域子育て包括支援センター  
☎ 551-2370 FAX 551-2330

子どもが歩き始め、いろいろな物や人に興味を示すようになる。「そろそろ、友だちと一緒に遊べるようになるかな」という思いがふくらみます。

年齢が近い子どもたちと、おもちやの貸し借りなどのやり取りをしながら、楽しそうに仲良く遊ぶ姿を想像すると、ほほ笑ましいと同時に成長ぶりが誇らしくも感じられます。

では、そのような姿が見られるのはいつ頃なのでしょう？

1〜2歳ごろは、身近な相手に認められたり、思いを受け止めてもらったりする経験を繰り返し、大好きな人にいつも見守られていると感じながら、心に安全基地をつくる時期です。このような時期を経て、人と安心して関わっていんだと思えるようになり、友だちづくりの土台を築いていきます。

3歳ごろになると、一人あそびをしたり保護者と遊んだりしながら、思いが十分に満たされることで、次第に友だちと遊ぶことを求め始めます。始めのうちは一緒に遊ぶというより、同じ場所にいるけれど、それぞれが好きなあそびを楽しんでいるような感じですが、大人からの言葉かけによらず、おもちやの貸し借りや「ありがと」「ごめんね」などのやり取りを子ども同士でできるようにするのは、おおよそ4〜5歳ごろからになります。

乳幼児期の一人あそびや保護者と過ごす時間は、友だちと遊びたいと思うようになるまでの大切な準備期間です。「いつも見守っているから、安心してね」という大人のおおらかな関わりが、友だちと遊んでみたい気持ちを育むことにつながります。



## 消費生活アドバイス

### 成年年齢が20歳から18歳になります!!

民法が改正され、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これにより18歳の若者も法律上は大人になります。

成年になれば親権者の同意を得なくても自分の意思で契約できるようになります。未成年者が契約する時は、親など法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます。(未成年者取消権) 成年になると、この権利は行使できなくなります。

成年になりたての若者は契約の知識や社会経験が少なく、内容を理解せず安易に契約してしまう傾向にあります。トラブルを回避するためには、契約に関する知識を学び、ルールを知った上で、その契約が自分にとって本当に必要かどうか検討することが大切です。疑問や不安を感じた時は、ひとりで悩まず早めに消費生活相談窓口へご相談ください。

園自治振興課 消費生活相談窓口 (相談無料)

9:15 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00

☎ 551-0115 FAX 551-0432 (平日)

滋賀県消費生活センター (相談無料)

9:15 ~ 16:00 ☎ 0749-23-0999 (平日・土曜)

## よりよく生活するための 12か条(47)

### できるよ、だいじょうぶ!

#### 金勝第1幼稚園

園庭には鉄棒があり、毎日子どもたちは、いろいろな技に挑戦しています。ある日、今まで自分から鉄棒をやってみようとしなかった4歳児の子どもが、鉄棒の前回りの練習を始めました。最初は思い通りにいかず、すぐに「先生、手伝って」と保育者に頼っていました。その様子を見ていた5歳児の子どもに、「私も最初は出来なかったけど、お姉ちゃんたちに教えてもらって出来るようになったよ」「手に豆が出来るくらい何回も練習したら絶対に出来るようになるよ。頑張れ!」と優しく励ましてもらい、諦めずに何度も鉄棒に挑戦する姿が見られました。

励ましてもらいながら頑張れた経験が、諦めない強い気持ちを育てるのではないかと思います。友だち同士で励まし合える温かい仲間関係を築いていきたいと思えます。



園幼児課 ☎ 551-0424 FAX 551-0149